

社会福祉法人神和福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神和福祉会の役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 理事が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは別表1に基づきそれぞれの報酬を支払うことができるものとする。

(監事の報酬)

第4条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができるものとする。

2 監事が理事会及び評議員会に出席した以外の日において、法人及び施設の監事監査等に出席したときは、別表2により報酬を支払うことができるものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬)

第5条 役員等が、理事会及び評議員会に出席した以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができるものとする。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は現金により本人に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(適用除外)

第8条 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、この規程を適用しない。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規則は平成29年4月1日より施行する。

別表1 (日額)

名 称	報 酬 (※)
理事会出席報酬 (三木市内より出席)	3,000円
理事会出席報酬 (三木市外より出席)	5,000円
評議員会出席報酬 (三木市内より出席)	3,000円
評議員会出席報酬 (三木市外より出席)	5,000円

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする。

別表2 (日額)

名 称	報 酬 (※)
監事監査指導報酬	5,000円

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする。

別表3 (日額)

名 称	報 酬 (※)
役員等業務報酬	5,000円

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする。